

## 別紙第 8

# 「生活再建段階の計画」

## 別紙第 8

## 生活再建段階の計画

要旨	<p>武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、県や関係機関、団体と連携して、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。</p>
----	--

## 関連する計画

町	復旧、復興計画
県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針
	市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

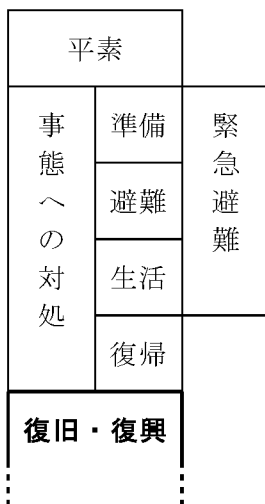
## 避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

## 1 状況

## (1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



← 避難住民の復帰の完了

← 国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）  
武力攻撃災害の復旧に関する法律の制定

## (2) 別紙第 1 「情報計画」参照

## 2 構想

### (1) 段階区分

「生活再建段階」は、以下の 2 段階に区分します。

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

### (2) 復旧段階

#### ア 活動方針

北栄町は、避難先地域からの復旧後は、県や関係機関・団体と連携して、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、復旧住民の支援及びライフラインの復旧を重視します。

#### イ 実施概要

復旧については、当時の状況によるところが大きいので、以下のとおり大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき確かつ迅速に対応します。

項目		基本的考え方
復旧住民の生活支援	生活支援	武力攻撃災害等により被害を受けた住民生活の早期の回復を支援するため、必要に応じ弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、町税等の徴収猶予及び減免等の措置を実施します。
	住民相談窓口の設置	<p>復旧住民、特に武力攻撃災害等による被災住民は、当面の生活資金や住宅の問題、仕事や医療、教育など日々の生活の様々な不安や問題を抱えて、法律的な助言や制度的な支援、心のケアまで多様な相談窓口や機会を求めていると考えられることから、住民生活の回復、復興に関する広範囲な相談を一カ所で受け付け、必要な情報を一元的に提供できる、相談窓口を開設します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図ります。</li> <li>2 的確かつ迅速な相談業務を行うため、関係課と密接な連携を図ります。</li> <li>3 相談内容、被害状況等について、県、関係機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備します。</li> <li>4 必要に応じ、地区公民館等にも相談窓口を設置します。</li> </ol> </div>
	義援金、救援物資の受付・配分	<p>義援金、救援物資を確実に、迅速に被災者に配分します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般から拠出された義援金</li> <li>2 一般から拠出された救援物資で町に寄託されたもの及び県又は日赤県支部から送付された救援物資</li> </ol> </div>
住宅の復旧	<p>県（生活環境部）、関係機関・団体と連携し、資機材、用地の確保、応急仮設住宅の建設、り災証明の発行その他の支援施策を実施します。</p>	
ライフライン、公共施設の復旧	<p>ライフライン、公共施設の復旧は、各実施責任者において実施することとされています。</p> <p>北栄町は、上下水道、町役場等の施設を復旧するとともに、県、関係機関・団体と連携して、町内のライフライン、公共施設の計画的かつ迅速な復旧に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通基盤の復旧：道路、鉄道など</li> <li>2 ライフラインの復旧：上下水道、電気、水道、ガス、電話など</li> <li>3 公共施設の復旧：町役場など</li> <li>4 その他の復旧：公共土木施設、社会福祉施設、町営住宅など</li> </ol> </div>	

教育施設の復旧	<p>町立学校など教育施設が被害を受けた場合には、代替施設の確保などにより迅速に教育を再開するとともに、教育施設の早急な復旧に努めます。北栄町（教育委員会）は、復旧段階において、県（教育委員会）と連携し、以下のとおり必要な業務を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校運営の応急措置（応急教育その他）の実施状況について確認し、必要な対策を実施します。</li> <li>2 児童生徒等の学用品などの被災状況を調査し、必要な対応を実施します。</li> <li>3 児童生徒等に関するカウンセラーの配置等、必要な対応を実施します。</li> </ol> </div>	
農林水産業の復旧等	<p>県（農林水産部）、J A鳥取中央（北条支所・大栄支所）等と連携して、農林水産施設等を復旧し、種苗、生産資材等を調達・あっせんする等、農林漁業者が速やかに生産活動へ移行できるようにします。また、農作物、家畜などの防疫に注意し、生産と衛生を確保します。</p>	
その他の業務	廃棄物処理	<p>武力攻撃災害等による大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。町（健康福祉課）及び県（生活環境部）は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、同基準に基づき迅速に処理します。</p>
	損害補償	<p>所要の損害等を補償するとともに、不服申立て、争訟等処理します。</p>
	特殊標章等の回収	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊標章等の回収 国民保護措置の終了に伴い、職員等に交付した特殊標章等を回収します。</li> <li>2 赤十字標章等の回収 使用許可を受けた赤十字標章等を回収し、必要に応じて県（福祉保健部）へ返却します。</li> </ol>

### (3) 復興段階

復興については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

県は、復帰後、以下の活動方針と実施概要により、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めることとされています。またこの際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造を重視することとされています。

北栄町は、県と密接に連携し、町復旧、復興計画を定めて、町内の生活復興、県土復興を推進します。また、町内の保健福祉、地域医療の速やかな復興に努めます。

#### ア 活動方針

項目	活動方針
生活復興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。このため、各学校等を優先して復興するとともに、奨学金、授業料の減免等について住民へ周知します。</li> <li>2 産業復興 事業の再開、創業を支援し、住民の雇用を確保します。このため、北栄町商工会、J A鳥取中央等関係機関・団体と連携し、生産の基盤となる事業の再開、創業及び雇用の確保を実施します。</li> </ol>
県土復興	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市街地復興</li> </ol>

	<p>被災後の市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な市街地復興を図ります。</p> <p>このため、被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。</p> <p>2 農地復興</p> <p>被災後の農地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な農地復興を図ります。</p> <p>このため、被災状況の把握、農地復興基本方針の策定、農地復興基本計画の策定、復興対象地区区分等を行います。</p>
--	--

イ 実施概要

業 務	大 綱
市街地の復興	<p>県は、市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ることとされています。</p> <p>この際、収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討し、また、復帰住民の建物、宅地等の危険度調査を支援することとされています。</p> <p>北栄町は、町内の市街地の状況を把握し、県と連携して復興に努めるとともに、必要に応じ町内の施設、用地などを提供します。</p>
農地等の復興	<p>北栄町は、町内の農地の状況を把握し、県と連携して復興に努めます。</p>
商工業の復興	<p>1 復興のための商工業金融対策の実施</p> <p>県（商工労働部）は、武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施することとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼します。</li> <li>2 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。</li> <li>3 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。</li> <li>4 鳥取県特別金融対策資金により長期低金利に資金を貸し付けます。</li> <li>5 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付を優先的に行います。</li> </ol> </div> <p>北栄町（企画情報課、産業振興課）は、県、北栄町商工会等と協力し、国、県、政府系金融機関及び商工団体等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。</p> <p>2 被災者の就職支援</p> <p>北栄町（産業振興課）は、鳥取労働局・倉吉公共職業安定所、県（商工労働部）などの労働関係機関と連携して、武力攻撃災害等により職を失った復帰住民に対する就職支援を実施し、雇用を確保することにより、復帰住民の生活の安定を図ります。</p>
農林水産業の復興	<p>県（農林水産部）は、被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導斡旋を行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を図ることとされています。</p> <p>北栄町（企画情報課、産業振興課）は、県、J A鳥取中央等農林水産業団体と協力し、国、県及び農林水産業団体等が行う措置について農林水産事業者に周知徹底を図ります。</p>

教育の復興	北栄町（教育委員会）は、県（教育委員会）と連携し、町立の学校において必要な教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。 また、奨学金、授業料減免制度の周知などにより児童生等徒の就学を支援するとともに、必要に応じ児童生等徒のPTSD対策などを実施します。
文化財の保護	北栄町（教育委員会）は、文化財の保護に関し、必要な措置を行います。

**(4) 復旧・復興対策本部**

復旧、復興の実施に当たっては、町長を本部長とする復旧・復興対策本部を設置します。

**3 各機関の役割****(1) 町**

機関名	内容
共通	1 その他町長の命ずる事項又は復旧・復興対策本部長の求める事項
総務課	1 復旧・復興の総括 2 復旧・復興本部の設置・運営 3 町内における復旧・復興の総合調整 4 復旧・復興に係る他町、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 消火、救急、救助等 6 防災行政無線の復旧・確保 7 復旧・復興情報の収集・提供等 8 特殊標章等の回収 9 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等 10 職員の活動支援、安否等に関する事 11 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修、復旧等 12 人権の擁護・救済 13 外国人への情報提供及び復旧・復興 14 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 15 町議会に関する事 16 町役場等の復旧・復興 17 不服申立、争訟等の処理の総括 18 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 19 その他各課の事務に属さない事
企画情報課	1 復旧・復興等に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等
税務課	1 町税・諸収入の減免、周知
町民課	1 相談窓口の設置 2 安否情報の収集・提供等 3 戸籍等の保護、火葬等の許可に関する事
健康福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の生活再建 2 要避難地域の臨時収容施設の運営 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供、被害調査、復旧等 4 福祉施設の復旧支援 5 臨時収容施設の運営 6 感染症の予防、対策等 7 ボランティアの支援・調整 8 保育所園児の保育支援 9 保育所園児の応急保育、保育の復旧 10 赤十字標章の返納 12 義援金、救援物資の収配等 13 他課に属しない生活支援及び保護

	<ul style="list-style-type: none"> <li>14 復帰住民への生活関連物資の確保、給与</li> <li>15 復帰住民の健康維持、保健衛生に関すること</li> <li>16 入浴施設、トイレ等の確保、提供</li> <li>17 食品衛生、食中毒防止等</li> <li>18 死体の処理、埋葬</li> </ul>
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共運送機関の復旧支援</li> <li>2 商工業の復旧・復興支援</li> <li>3 復帰住民の就職支援</li> <li>4 観光業の復旧・復興支援</li> <li>5 復帰住民への食品の確保、給与</li> <li>6 農林水産業の復旧・復興支援</li> <li>7 農林道の状況確認・復旧・復興・情報提供</li> <li>8 応急仮設住宅用資材、復旧資材等の調達</li> <li>9 海上及び河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処等</li> </ul>
地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路（農林道を除く）の状況確認・復旧・復興・情報提供</li> <li>2 応急仮設住宅等の手配・建設・供与</li> <li>3 ライフライン（電気、ガス、電話）の復旧に関する連絡調整等</li> <li>4 武力攻撃災害の復旧等</li> <li>5 市街地等の状況把握、復旧</li> <li>6 公共土木施設等の状況把握、復旧</li> <li>7 用地の確保、土地の使用・提供等</li> <li>8 危険箇所、支障となる工作物の除去等</li> <li>9 土木資機材等の手配</li> <li>10 建築の制限、緩和等</li> <li>11 被災者住宅の再建支援</li> <li>12 特殊車両の通行許可</li> <li>13 町営住宅の提供、復旧</li> <li>14 廃棄物、し尿の処理</li> </ul>
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 上下水道施設、設備の復旧</li> <li>2 水質検査</li> <li>3 復帰住民への応急給水</li> </ul>
出納室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 費用の出納及び物品の調達</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒等の就学・進学・就職支援</li> <li>2 児童生徒等の応急教育、教育の復旧</li> <li>3 児童生徒等のPTSDに関すること</li> <li>4 避難所の確保、開設、運営に対する協力</li> <li>5 文教施設等の状況把握、復旧、提供</li> <li>6 文化財の修復等</li> </ul>
各種委員(会)事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 各課の応援</li> </ul>
消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民への情報伝達及び町内情報の収集</li> <li>2 住民等の救援の補助</li> </ul>

## (2) 県

機関名	内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県民生活の復興</li> <li>2 教育の復旧、復興</li> <li>3 産業の復旧、復興</li> <li>4 県土の復旧、復興</li> <li>5 公共施設の復旧</li> <li>6 住宅の再建などの支援</li> </ul>

## (3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

## (4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※ 災害派遣規定（自衛隊法83）は、武力攻撃災害には適用されません。

## (5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

## (6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。